政　令

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項及び第九十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「おおむね十ヘクタール」を「おおむね五ヘクタール」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　法第八十七条の四第一項の規定により国が行う土地改良事業のうち、別表第三の三の二の項（四）に規定する防災重点農業用ため池が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊による農用地又は土地改良施設の被害が生ずるおそれがあるために、特に急速に行う必要があると認める場合において国が行う当該防災重点農業用ため池の変更又は既存の当該防災重点農業用ため池に代わる農業用用排水施設の新設を内容とする同条第一項に規定する土地改良事業であつて、当該変更に係る防災重点農業用ため池又は当該新設に係る農業用用排水施設が、同項に規定する緊急防災等工事計画が定められた際現に施行中の国が行う他の土地改良事業（現に着手されていなくても、その時までに法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われ、又は法第八十七条の二第一項に規定する土地改良事業計画、法第八十七条の四第一項に規定する緊急防災等工事計画若しくは法第八十七条の五第一項の規定による応急工事計画が定められたものを含む。）の施行に係る土地改良施設と同一の水系に属する場合その他の当該施行に係る土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性を有すると認められる場合に行うものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものについての第五十二条第一項第一号の規定の適用については、令和十三年三月三十一日までの間は、同条第四項から第六項までの規定にかかわらず、同号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」と、「で農林水産大臣が定める額」とあるのは「で農林水産大臣が定める額（北海道の区域内において行う場合にあつては、百分の五十五に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲で農林水産大臣が定める額）」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和

内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

法務大臣　平口　洋

財務大臣　片山さつき

厚生労働大臣　上野賢一郎

農林水産大臣　鈴木　憲和

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引）	（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引）
第四条　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。	**第四条**　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　令第七条第一項第一号ケに掲げる取引のうち、次に掲げるもの	七　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五	ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五